



平成26年6月24日
日本原子力発電株式会社

原子力規制委員会への要請書の提出について

当社は、平成26年6月21日に開催された原子力規制委員会の「敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合 第2回追加調査評価会合」の議事運営について、規制権限の行使の一環として行われる審議として問題があると考えており、本日、原子力規制委員会に対して、速やかに、評価会合における審議の継続及び議事運営の改善を図り、具体的な証拠データに基づいた科学的、技術的な議論を行っていただくよう要請書を提出しました。

・添付資料：要請書

以 上

平成26年6月24日

原子力規制委員会

委員長 田中 俊一 殿

日本原子力発電株式会社
取締役社長 濱田 康男

要 請 書

本年6月21日に開催された貴委員会の「敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合第2回追加調査評価会合」の議事運営については、当社としては、本会合が規制権限の行使の一環として行われている審議であることに照らし、下記のとおり問題があると考えます。

貴委員会におかれましては、上記会合の運営状況をご確認、ご検証のうえ、速やかに評価会合における議事運営の改善を図り、改めて具体的な証拠データに基づいて、真に科学的、技術的な議論を行って頂きますよう強く要請いたします。

記

上記の第2回評価会合では、本年4月14日に開催された第1回評価会合における有識者のコメントに対し、当社から、観察事実と証拠データに基づきご説明をさせていただきました。しかしながら、議事運営上の問題もあり、十分に説明できなかった点や議論が尽くされなかった点も多く、次回以降、さらに議論を継続すべきであると考えております。

議事運営上の問題点としては、まず、会合の冒頭で、当社から前日に正式に提出した資料（専門家の見解等を含む。）の配布と説明、並びに当社から依頼し当日出席しようとしていた専門家の方々の議論への参加がともに拒否されました。このことは、規制当局における審議のあり方として、公正さ、中立性を著しく欠くものであると考えます。また、その公開の席上で、上記に関し、事務局から事実と著しく異なる説明がなされたことは、当社の名誉及び信用を著しく損ない、当社の事業運営に重大な影響を及ぼすものであると考えます。

さらに、会議の議事進行においても、「これはほかの場でやって頂きたい」、「その議論より重要なことが我々にはある」などと、議論を一方向的に打ち切ったり、議論を恣意的に誘導したりするなどして、当社の反論、説明の機会を奪い、本来議論すべき論点（活断層であるか否かを判断するために不可欠な地層の年代評価、活動時期と連続性）について十分に科学的、技術的な議論を尽くすことはできませんでした。

これでは規制権限の行使の一環として行われている審議として、適正な手続がとられたものと言えないことは明らかであります。このように公正さ、中立性を欠く議事運営により、憲法で保障された事業者の権利利益を不当に侵害することは、規制当局として許されることではありません。直ちに規制権限の行使にふさわしい形で審議をやり直し、第三者の専門家も含めた公正・中立な、かつ、真に科学的、技術的な議論を尽くすことにより、科学的な判断を下すべきものと考えます。

以 上

(添付書類)

1. 当社提出資料の取扱い等に関する事実関係
2. 議事運営に関する問題点
3. 議事進行上の問題点

平成 26 年 6 月 21 日
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合 第 2 回追加調査評価会合における
当社提出資料の取扱い等に関する事実関係について

本日開催された原子力規制委員会の「敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合 第 2 回追加調査評価会合」において、当社が 6 月 20 日に提出した最新データを含む資料が正式資料として取り扱われなかった件等について、原子力規制庁より言及がありました。本件に関する事実関係は以下の通りです。

【事実関係】

1. 本日の会合において、原子力規制庁の原子力規制部長から「前回の会合で(中略)、今回の会合で使う資料については、事前に有識者の先生方に良く検討して頂くために、1 週間前にお届けしたいと、そのように手配頂きたいと、こういうお話をさせて頂いたと思います」との発言がありましたが、4 月 14 日の追加調査評価会合において、「1 週間前」との指示はありません。

…資料 1

2. 指摘された資料については、原子力規制庁との面談等を踏まえ準備してきたものです。6 月 16 日に事前提出した資料(本日の正式資料)は、「案でも良い」との原子力規制庁の指示に基づき提出していたものであり、資料表紙にも「本資料は 6 月 16 日時点の資料であり、一部変更する場合もあり得る」と記載しています。原子力規制庁からは、最終版資料については、前日である 20 日 17 時まで提出することでご了解を得ていました。

…資料 2

3. 説明者として専門家の方々に同席頂くことについては、原子力規制庁の定例ブリーフィング(平成 26 年 3 月 28 日)において、「事業者の方が専門家を連れてきていただくのも従来からあるものですので(中略)引き続きそのやり方をとっていきたい」と発言されており、当社として何ら問題ないと考えています。

…資料 3

以 上

平成 26 年 6 月 21 日
日本原子力発電(株)

会合資料の事前提出について

本日の会合で言及のあった、会合資料の事前提出について、前回（4月14日）評価会合終了時、島崎委員から、「余裕のもとで次回の会合を開きたい」旨のご発言はあったが、当社に対し「1週間前」との周知はなかった。

**敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合追加調査評価会合
（平成26年4月14日（月））議事録（原子力規制庁）より抜粋**

○島崎委員 今日はいろいろコメントがありました。それから、現場でもあるいはピア・レビューの方からもコメントがあつて、それらについてはまとめた形で事業者にお示ししますので、それに対して回答をいただくという形で、その回答が十分有識者の皆様に事前に届いて検討できるという余裕のもとで次回の会合を開きたいと、このように考えておりますので、よろしく御協力いただきたいと思います。

以上で本日の議事は全て終了したことになりますが、何か追加がありましたらお願いします。

以 上

平成26年6月21日
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所敷地内破碎帯に係る追加調査評価会合（4月14日）
以降の規制庁との面談等の状況について

- 4月15日～6月5日
面談
- ・規制庁におけるコメントリストの作成状況を確認
(4/18,25,5/16,20,28,29,6/5)
 - ・規制庁から、次回会合では地層の堆積年代、テフラの未説明事項を最初に説明する様、要請あり (5/28)。
- 6月9日
面談
- ・有識者の確認を経たコメントリスト受領
 - ・コメント回答資料を6月16日目途に提出可能か問われたことから、善処する旨回答。
- 6月12日
電話（規制庁→原電）
- ・コメント回答資料提出期限は6月16日13時厳守。
 - ・完成版が無理であれば案でも良いとの補足あり。
- 6月16日（月）
面談
- ・資料案提出（「本資料は6月16日時点の資料であり、一部変更する場合も有り得る。」旨記載）
 - ・併せて、（別紙1）を提出。資料修正、データ追加、見解書追加の可能性がある旨、説明。
- 6月17日（火）
電話（規制庁→原電）
- ・評価会合資料最終版の電子データ 提出期限が6月20日17時厳守と連絡。
- 6月17日（火）
メール（原電→規制庁）
- ・次回会合出席者案を連絡。最終確定は6月20日午前中と連絡。
- 6月18日（水）
電話（原電→規制庁）
- ・次回会合の進め方について面談のお願い（別紙2）。
 - ・面談内容について、「新しいデータの追加」、「先生の見解書をコメント回答毎に追加」等の説明である旨連絡したところ、既報告の情報であり改めて面談は不要と回答を受ける。
- 6月19日（木）
電話（規制庁→原電）
- ・規制庁から次回会合のコメント回答の順番の要望、説明時間が全回答で1時間であることについて連絡あり。
- 6月20日（金）10:30
電話（原電→規制庁）
- ・説明性や丁寧な議論のため、ヒアリングで既に要請のあったコメント回答の順番で、かつ十分な説明時間を確保して頂くようお願い。

6月20日(金) 12:00
メール(原電→規制庁)

- ・第3者専門家を含む会合出席者を連絡。
(第3者専門家：奥村広島大学大学院教授、遠田東北大学教授)

6月20日(金)
13:00~13:50
面談

- ・規制庁からコメント回答の順番、説明時間等について再度要望があったが、説明性や丁寧な議論のためには許容できないと回答。
- ・会合に第3者専門家を出席させないよう要請があったが、必要性を説明。

6月20日(金) 17:00
面談

- ・評価会合資料最終版の電子データ提出
(既説明のとおり第3者専門家の見解書を追加)

6月20日(金)
20:00~21:45
面談

- ・評価会合の事務局として、第3者専門家の出席は認められないと通告。また、見解書の添付は16日提出資料から大幅な内容変更にあたるため、会合での配布は見解書のない16日資料しか認めないと通告。

平成 26 年 6 月 16 日
日本原子力発電株式会社

次回評価会合(平成 26 年 6 月 21 日)に関連して

1. 当社の説明資料について

- ・ 本日(平成 26 年 6 月 16 日提出)、規制庁殿へ提出した当社の説明資料案(以下、「説明資料案」)については、評価会合当日までに若干変わり得る場合がある(記載表現の適正化や参考資料の追加添付など)。
- ・ なお、基本的には新たなデータは増えないが、テフラ及び土壌に関する分析については、現在も一部実施しているものもあり、評価会合当日に間に合えば追加する場合もある。
- ・ 説明資料案については、技術的な議論を行うのに必要な資料であるが、評価会合の議論を円滑に行うための資料(これまでの議論の経緯を取りまとめた資料など)については、当日までに一部追加する予定である。
- ・ また、これまでの当社や東北電力殿と同様、当社の評価に対する専門家の見解を求め、参考資料として添付する場合もある。

2. 次回以降の評価会合の進め方について(要望)

- ・ 現在行われている議論は、評価書(平成 25 年 5 月 22 日)の見直しに関する議論である。
- ・ このため、次回以降の評価会合では、評価書で評価のポイントとなっている事項やその論拠に照らして議論を進めて頂きたい。
- ・ また、議論の状況を明確にするため、コメントリストなども活用し、論点ごとに区切りながら議論をするなどして頂きたい。

以 上

規制庁TEL対応メモ

【日 時】平成26年6月18日（水）15:55～16:00

【場 所】（規制庁）■■■■（N）
（原 電）■■■■（J）

【内 容】

（■■■■様へ■■■■よりTEL）

- J) 21日の評価会合当日の進め方について、ご相談したい。ついては、明日19日にお時間を頂けないか。
- N) 具体的にどのような内容か。電話で判断できる話かもしれないので、教えて欲しい。
- J) 了解した。整理してご説明するので、またご連絡する。

以上

【日 時】平成26年6月18日（水）18:00～18:10

【場 所】（規制庁）■■■■（N）
（原 電）■■■■（J）

【内 容】

（■■■■様へ■■■■よりTEL）

- J) ヒアリングでご説明したい事項を申し上げる。今までのヒアリングでもお話している内容とも重なるが。
 - ・評価書の論点に沿って順番に説明を進めたい。資料に論点を整理した表を入れて冒頭に説明したい。
 - ・資料の順番を論点に合わせて変えたい。
 - ・テフラ分析について、新しいデータを説明したい。
 - ・先生の見解書を入れる方向で進めている。各回答の後に見解を入れる。また見解書を参考資料につける。
- N) ほとんど今までヒアリングで聞いていた話である。ヒアリングを行わなくても資料を事前に送ってくればそれで良い。
- J) 事前に資料を送る件でもご相談したい。現在資料は鋭意作成中であり、今お話のあった資料を事前に送るというのも厳しいかもしれない。金曜日の17時というのは厳守か。当日というのは絶対許容されないか。
- N) 資料作成が厳しいのであれば、余計ヒアリングで時間を使わずに資料作成に時間を

割き、金曜日の17時に間に合わせる努力をして頂いた方が良い。今の話ではヒアリングをしても具体的な資料は確認できないということになる。金曜日の17時というのは、今回会合が土曜日のため、会合の開始時に資料をアップするためにはその時間に貰わないといけないという広報ラインの話、広報に確認する。

J) 今までのヒアリングで既にほとんど聞いている話なので新たにヒアリングは不要、という事で了解した。資料の締切についてはお手数だが確認をお願いします。

N) 了解した。

以上

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成26年3月28日（金）14:00～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：森本次長 他

＜本日の報告事項＞

○司会 それでは、定刻になりましたので、只今から原子力規制庁の定例会見を始めたいと思います。

まず初めに森本次長の方から報告事項がございます。

○森本次長 よろしくお願ひいたします。

今日はこちらから3点の報告がございます。

第1点目ですが、原子力規制委員会。来週の水曜日4月2日10時半から平成26年度の第1回の原子力規制委員会を開催いたします。通算でいうと83回目になりますけれども、年度が変わりましたので第1回ということになります。

議題は追って連絡をさせていただきます。

次に、検討チームの会合、会見などについて報告をいたします。

本日3月28日金曜日14時から核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合の第11回を行っております。この会合は日本原燃株式会社、再処理及びMOX燃料加工施設の事業者ですけれども、そこから地震についての説明を受けることになっております。島崎委員が担当される審査会合になります。

来週の月曜日3月31日ですが、10時から核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合の第12回を開催いたします。日本原燃株式会社から再処理施設、MOX燃料加工施設の説明を受けるということですが、こちらは更田委員が担当するものになります。

また、10時の同時刻に東北電力東通原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合の第8回の評価会合を開催します。これは現地調査を含めまして幾つか議論がありますので、それについて論点整理をしていただくことを想定しております。この会合の場所は港区新橋の外の会場となっておりますので御注意をお願いいたします。

同日3月31日の14時から特定原子力施設監視・評価検討会の第19回を開催いたします。これは東京電力から実施計画の変更について幾つか出ておりますので、それについて審議していただくと共に、例えばALPS（多核種除去装置）の不具合などについての報告もしていただく予定です。

4月1日火曜日ですが、13時半から原子力規制委員会の新規採用職員の任命式を行います。規制委員会として初めての独自採用の新人職員33名ですけれども、それに対しまして田中委員長から訓辞を行うことを予定しております。会場は当ビルの13階の会議室Aで、

プレスフルオープンということを予定しております。

14時から定例の規制庁のブリーフィングを行います。

4月2日水曜日ですけれども、14時、これは変更になる予定で、13時半になる予定ですが、13時半から原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の第101回を開催いたします。島崎委員の担当のものです。事業者から説明を受けますが、追って御連絡をさせていただきます。

14時半に田中委員長の定例の記者会見を行う予定であります。

4月3日木曜日ですが、13時半から原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の102回を開催いたします。これは更田委員の担当のものですけれども、事業者については現時点では未定であります。

14時から核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合の第13回を開催いたします。事業者、日本原燃株式会社からウラン濃縮の施設についての説明を受けることになっております。これは大村審議官が担当するものであります。

4月4日金曜日は14時から定例の規制庁のブリーフィングを行います。

3番目に、委員の視察について報告をいたします。来週の木曜日4月3日ですけれども、原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の一環として島崎委員が九州電力株式会社の川内原子力発電所の1・2号機の現地調査を行います。これは発電所の地震や津波に関する対策の状況について島崎委員が直接現地を確認するものであります。詳細については本日の夕刻できるだけ早くプレスリリースをしたいと考えていますので、そちらを御覧いただければと考えています。

以上です。

<質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けしたいと思います。いつものとおり所属とお名前をおっしゃっていただいた後で質問をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。

○記者 電気新聞のヤマシタです。

来週火曜日、通常は更田委員のプラントの審査会合を開いていると思うのですが、火曜日はないということでしょうか。

○森本次長 おっしゃるとおりです。事業者からまだ準備が整っていないということで、更田委員の火曜日のものは、今、予定はしておりません。

○記者 優先プラントの川内以外の申請プラントのエントリーがないので開かないということだと思っておりますけれども、今、川内の優先審査に関わる審査書案などもろもろの作業に人を割いているために他のプラントまで手が回らないので開かないということなのか、それとも単に他のプラントからも純粋に手が挙がってきていない状況のためには開かないのか、どの辺りが理由なのでしょうか。

○森本次長 一言で言うと後者です。もちろん川内原発の審査書案の作成のために職員の力を結集するというのはございますけれども、それによって結果として他のものの審査のペースが遅れることはあると思いますけれども、実際の事業者から必要な書類、必要なデータが出てくれば、ヒアリングや審査会合は淡々とやっていくのが基本スタンスです。

○記者 分かりました。

あと審査書案なのですが、今、作成準備中なのか、作成に入ったのか、どういう状況でしょうか。

○森本次長 形式的なことを申し上げれば、申請の補正がきちんと完了しなければ審査書案を作れないというのが筋ですけれども、現実にはある程度内容は分かっているので、審査書の作成の準備を進めているというのが今の状況かと思います。

○記者 最後、別の件なのですが、昨日、日本原子力発電から再度今後の敦賀2号機の破砕帯審議についてピアレビュー会合の有識者も加えてほしいという申し入れをしましたけれども、それについてはどのように対応するお考えでしょうか。

○森本次長 申し入れがあったことは私どもも承知しています。ただ、これについては先般のブリーフィングでも申し上げたように、有識者会合で審議していただいた後、ピアレビューもやりますし、また事業者の方が専門家を連れてきていただくのも従来からあるものですので、従来その方針でやっていますので、引き続きそのやり方をとっていきたいと考えています。

○司会 他にいらっしゃいますでしょうか。

○記者 西日本新聞のクボタです。

先程委員の視察のところでありました来週木曜日の島崎委員の川内原発の現地調査についてなのですが、このタイミングで現地調査を行うという意義付けといたしますか、理由は何でしょうか。

○森本次長 あくまで審査の一環として行うということでございます。それ以上のことはございません。

○記者 それと地震・津波対策を直接確認することなのですが、具体的にはどういったところを見られる、確認される予定なのでしょうか。

○森本次長 またプレスリリースで詳しく出るとは思いますけれども、敷地の中の例えば海水ポンプエリアの津波対策工事の状況であるとか、地震観測状況の確認、モニタリングポストのポイントの確認であるとか、あるいは敷地内の断層の確認を想定されております。詳しくはまた本日夕刻のプレスリリースを御覧いただきたいと思います。

○記者 敷地内ということでしたけれども、敷地外に出て確認するような作業はあるのでしょうか。

○森本次長 特に予定はしておりません。

議事運営に関する問題点

1. 「事業者は、前回会合で、資料を1週間前までに提出するよう指示されたにもかかわらず、その指示を事業者は軽視した」等のご発言について

前回会合で「1週間前までにお届けして頂きたい」と指示したとされているが、原子力規制委員会の公式議事録においてもそのような発言^(注1)は見受けられず、また、実際に会議の場でも一度もお聞きしておりません。また、その後の事務局との面談等による打合せでも一度もお聞きしておりません。それにも拘らず、当社がこの指示を無視したかのような発言をされたことについては、事実と反しているものと考えます。

2. 「事業者が、規制庁に何ら断りなく、説明資料の修正を行い、評価会合で配布している」等のご発言について

当社が規制庁事務局と6月16日に面談した際に、当日提出した「次回評価会合（平成26年6月21日）に関連して」の文書により、「1. 当社の説明資料について」を説明し、以下の事項を伝えております。

- 「・本日（平成26年6月16日）、規制庁殿へ提出した当社の説明資料案（以下、「説明資料案」）については、評価会合当日まで若干変わり得る場合がある（記載表現の適正化や参考資料の追加添付など）。
- ・なお、基本的には新たなデータは増えないが、テフラ及び土壌に関する分析については、現在も一部実施しているものもあり、評価会合当日に間に合えば追加する場合もある。
 - ・説明資料案については、技術的な議論を行うのに必要な資料であるが、評価会合の議論を円滑に行うための資料（これまでの議論の経緯を取りまとめた資料など）については、当日までに一部追加する予定である。
 - ・また、これまでの当社や東北電力殿と同様、当社の評価に対する専門家の見解を求め、参考資料として添付する場合もある。」

したがって、規制庁事務局から指定された日（6月16日）に、前述のとおりのご相談をし、ご了解を得ているものであり、発言にあったように、「もし、そういうことをされたいのであれば、1週間前という期限の前に、私共の方にご相談頂き、しっかりと議論させて頂いた上で、私共の方が認めるかどうかについても調整させて頂くという、プロセスを踏むというのが、さっきお話しがありました、デュープロセスではないかと思いますが、全くそういう

ことはありませんでしたので、その点明確にしておきたいと思います。」^(注2)
との発言については、事実と反しているものと考えます。

3. 「事業者が、原子力規制庁に対し、事前予告なく出席者の変更を行っている」
等のご発言について

今回の会合への出席者については、会合に先立ち、規制庁事務局とは数度に亘り連絡を取り合いながら、変更を含めお伝えしてきたものであり、最終的には6月20日のメール(11時59分)により確認し、規制庁事務局とは面談(17時～)により最後に「ご連絡ありがとうございます」、「メンバーの変更はもうないか」、「変更はない」等の趣旨のやり取りをして確認したものであります。

4. 「事業者が、評価会合を、自らが発表したいことをPRする場としている」
のご発言について

当社は、4月14日の第1回評価会合で、「今日はいろいろコメントがありました。それから、現場でもあるいはピア・レビューの方からもコメントがあって、それらについてはまとめた形で事業者にお示ししますので、それに対して回答をいただくという形で、その回答が十分有識者の皆様に事前に届いて検討できるという余裕のもとで次回の会合を聞きたいと、このように考えておりますので、よろしく御協力いただきたいと思います。」^(注1)との要請を受けたことから、当社として、規制庁事務局とも相談をしながら、回答資料をとりまとめ、説明しようとしていたものであります。したがって、上記発言は、事実と反しているものと考えます。

(注1) 本発言は、4月14日に開催された敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合第1回追加調査評価会合の議事録から抜粋したものです。

(注2) 本発言は、6月21日に開催された敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合第2回追加調査評価会合を、当社においてYouTubeから聞き取り、文字おこしをしたものです。

議事進行上の問題点

1. 自分たちに都合の良い話は続ける一方、事業者の議論は遮っている例
(当社提出資料の取扱い等に関する事実関係について説明している途上、発言を遮って、)
「これはほかの場でやって頂きたい。」

2. 自分たちの意に沿わない発言は簡単にせよと指示する例
(当社提出資料の取扱い等に関する事実関係について説明している途上、)
「あの、手短にお願いします。」
「この議論に10分使っておりますので。」

(事業者からの説明に対し、)
「簡単にして頂きたいのですが。さっとお答えを頂ければと思います。」

3. 一方的に発言して、事業者との議論を打ち切った例
(「4月以降現在までの間に、例えば我々が言っているK断層の連続性に関する色々な提案について新しく調査された結果は、今のところ特になんもないか」との発言に対し、事業者は「例えば原電道路ピット③層に関するテフラの分析の追加ですとか、今のこの整理ですとか、土壌化の分析とかいっぱいあると我々思ってます、何も4月以降やってないという状況ではない。」と発言。これに対して、)
「4月以降新しく調査をされた、新しくデータを整理されたというものは見当たらないように思うんですが、それはよろしいでしょうかということです。これは単に事実の確認だけでございまして、だからどうこうということではございませんので。」

(議論が尽くされていないにもかかわらず、)
「一通り、最後の所はですね、簡単に済ましてしまいましたけれども、事業者からの回答をいただきましたので、次回、評価書の修正等について、議論させていただきたいと思います。」

4. 本来の審議の目的を無視して、自分達の考えで問題設定をし、それに合わせるよう強制する例
(事業者から、年代観は活動性評価の本当の根幹に係る部分なので、データに基づいて、同じ見解に至るまで議論したい等と述べたところ、)
「その点ですけれども、我々はそこがキーポイントではないと思っている

ので、基本的に問題の設定が違ってきます。今問題になっているのは、③層の年代なんですけれども、むしろ我々が一番気にしているのは、この次の議題なんです。」

「その議論より重要な議論が、我々はあると申しておりますので、まずその議論をさせて頂いてから、総合的な判断にいきたい」

(事業者の見解を述べようとしたことに対し、)

「あの、答えがあるんですか。むしろ僕は見解の相違みたいな所かなと思ったんですけど。」

(注) 文中の発言は、6月21日に開催された敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合第2回追加調査評価会合を、当社においてYouTubeから聞き取り、文字おこしをしたものです。